

行政評価等プログラム (抄)

平成 22 年 4 月

総 務 省

行政評価等プログラム

平成 22 年 4 月
総務省

「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」（平成 22 年 1 月 12 日総務省。以下「強化ビジョン」という。）に掲げられた見直しの方向性を踏まえ、総務大臣主宰の行政評価機能強化検討会によるオープンな議論を経て、行政評価機能の抜本的強化方策を具体化するとともに、総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、行政評価局の中期的な業務運営方針として、行政評価等プログラムを定める。

本プログラムについては、今後、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行うこととする。

I 機能強化の基本的考え方

1 行政評価機能の役割と機能強化の必要性

行政評価局の担う以下の各機能（以下「行政評価機能」と総称する。）は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。

〔行政評価機能の全体像〕

- 政策評価推進機能
 - ・ 政策評価に関する基本的事項の企画立案（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 16 号）
 - ・ 各府省が行う政策評価の推進、各府省の政策評価結果の点検（総務省設置法第 4 条第 16、17 号、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 3、4、12 条）
- 「行政評価局調査」機能
 - ・ 複数府省にまたがる政策の評価（総務省設置法第 4 条第 17 号、政策評価法第 12 条）
 - ・ 各行政機関の業務の実施状況の評価・監視（総務省設置法第 4 条第 18 号）
- 行政相談機能
 - ・ 国民からの国に対する相談（苦情、意見・要望）の受付・解決の促進（総務省設置法第 4 条第 21 号）
 - ・ 行政相談委員との協働（総務省設置法第 4 条第 22 号、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号））
- 独立行政法人評価機能（政策評価・独立行政法人評価委員会の庶務）
 - ・ 中期目標期間終了時の主要な事務・事業の改廃に関する勧告、各年度の業務実績に関する各府省独立行政法人評価委員会の評価結果への意見（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 5 項、第 35 条第 3 項）

他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行

政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資することが必要である。

2 機能強化の視点

行政評価機能の強化に当たっては、鳩山内閣総理大臣が施政方針演説で示した「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直していくこととする。

- 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）
- 公開度・説明度（説明責任）の徹底
- 国民との対話・協働

3 取組の方向性

強化ビジョン及び上記の視点に沿って、以下の方向で行政評価機能の強化に取り組み、政府内でレビュー機能を担う他の機関と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化する。

① 政策評価推進機能については、

- ・ 各府省における政策評価の定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各府省の説明責任の向上
- ・ 事前評価の拡充や成果（アウトカム）に着目した目標設定の推進等、予算編成等に真に役立つ機能の強化への重点化

を図る。

② 「行政評価局調査」機能については、その特性をいかし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充する。

調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。

③ 行政評価機能を成す各機能は相互に密接に関連することから、各機能間の連携に留意するとともに、各機能を通じ、タイムリーな情報発信に努める。

④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進する。

機能強化方策の具体化・実行に当たっては、年金記録確認第三者委員会における業務の動向等の状況変化に留意して、柔軟かつ適切に対応する。現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取り組んでいるところであることから、機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期にめどを付けることが不可欠である。このため、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力し、当該方策の具体化の内容に応じ、所要の措置を講ずる。

4 中期的課題

機能強化に向けた具体的取組と併せて、現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等に係る以下の中期的課題について、引き続き検討する。

- ① 総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方
- ② 政策評価制度の在り方（政策評価法の対象機関の範囲等）
- ③ 行政相談委員制度の在り方（地方公共団体との連携・協力の在り方等）
- ④ 政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方
- ⑤ 行政評価・監視に係る審議機関
- ⑥ 局の名称、組織・体制

II 政策評価推進機能

1 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（仮称）を策定する。

2 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

平成 22 年度から試行的に導入される政策達成目標明示制度に対し、政策評価については、適切な役割分担、連携・補完を図る。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進する。

また、政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう、評価対象政策の設定を推進する（政策評価制度と政策達成目標明示制度との関係については、後者の試行期間を通じて検討する。）。

3 事前評価の拡充

(1) 租税特別措置に係る政策評価

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、租税特別措置に係る事前評価及び事後評価を導入するため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）や政策評価に関する基本方針の改正等を速やかに行う。

(2) 規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始する。

4 予算編成に資する政策評価の推進

以下の取組により、予算編成に資する政策評価を推進する。

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に

基本的に点検対象を特化し、効果的に公表する。

- II 2「政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進」による成果に着目した目標の設定を重視する。
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、以下の取組を推進する。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任を徹底する。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明らかにする。これに関連し、本年から試行される「行政事業レビュー」の結果を関係する政策評価において活用する。
- 租税特別措置に係る政策評価を推進する。
- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討する。

5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、年金記録問題への対応状況に留意する。）。

6 その他

(1) 政策評価の結果の予算要求等への的確な反映の推進

政策評価の結果が予算要求等政策に的確に反映され、有効に活用されるよう、政策評価の質の向上や適時適切な実施を推進する。

また、平成 20 年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位と政策評価の単位とを対応させる等の見直しが行われていることも踏まえ、引き続き政策評価と予算・決算との連携強化を図るとともに、成果重視事業の事後評価等において政策評価の活用を図るための取組を推進する。

(2) 政府全体における政策評価の実施状況等の取りまとめ・公表

「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況」について、国民への説明責任を全うする観点から、分かりやすさとともに、十分な内容の確保に配慮し、毎年取りまとめ、公表する。

(3) 政策評価に関する調査・研究、研修の実施等

ア 評価手法等の調査・研究の推進

国内外の事例等の収集により、政策効果の把握の手法その他の政策評価の方法についての調査・研究を実施し、その結果を各府省に提供する。

イ 政策評価に関する全政府的な研修の実施等

政策評価に関する共通の理解と認識の普及・啓発、職員の意識改革、専門的知識の向上等に資するため、政策評価等に従事する職員に対して研修等を実施する。

ウ 政策評価に関する情報の活用の促進

政策評価の実施に必要な情報の府省相互間における活用の促進のための政策評価支援システムについて、その円滑な運用に努める。

エ 政策評価に関する広報の積極的な展開

政策評価の結果等を具体的かつ分かりやすく国民に示すことができるよう広報を積極的に行うとともに、政策評価に関する研修への参加機会を広く政策評価に関心ある者にも提供することにより、国民の理解の増進を図る。

(4) 政策評価への取組の人事評価への反映の推進

政策評価に取り組んだ職員の人事評価（業績評価）において当該取組を反映できることを明示し、政策評価の推進の観点から各府省に周知する。

行政評価機能の抜本的強化方策の概要

<「行政評価等プログラム」のポイント>

平成22年4月
総務省

《機能強化の視点》

「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに対応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直し

- 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム(国民に対する成果) [アウトカムに着目した目標設定の徹底、「行政評価局調査」を拡充し行政パフォーマンスの改革・改善を積極的に指摘 等]
- 公開度・説明度(説明責任)の徹底 [政策評価に関するバックデータの公表により外部検証可能性を確保、「行政評価局調査」の実施に当たっての視点として重視 等]
- 国民との対話・協働 [成果目標やその達成状況を明らかにし、国民的議論を喚起、国民からの調査テーマ公募、行政相談を端緒とした調査の実施 等]

- 政務三役を中心としたオープンな議論を経て「行政評価等プログラム」(毎年度定める局の業務運営方針)に盛り込み (順次、政令等改正)
- 現行制度の枠組みを超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等の中期的課題について、引き続き検討
- ※ 具体化・実行に当たっては、年金記録問題の早期解決への対応方策の検討に協力し、状況変化に留意して柔軟・適切に対応

【行政評価局の各機能】

【機能強化の方向】

【主な方策】

